

## 金銭・有価証券の預託、記帳および振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令にしたがって当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令にしたがって当社の財産と分別し、記帳および振替を行います。

### 手数料など諸費用について

- 当社は、有価証券のお預かりについては、料金をいたしません。
- 預託している株券等を当社以外の金融機関へ預替え（移管）される場合には、次の移管手数料をいただきます。

• 株式：1 単元以下	1,100 円（税込み）
1 単元増すごとに	550 円（税込み）加算
19 単元以上	11,000 円（税込み）
• 投資信託：1 銘柄	1,100 円（税込み）
• 債券、外国証券：1 銘柄	1,100 円（税込み）

### この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

### 金銭・有価証券等の預託、記帳および振替に関する契約の概要

当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令にしたがって当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令にしたがって当社の固有財産と分別して記帳および振替を行います。

### 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定にもとづく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

### この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）は、この契約は解約されます。

- お客さまから解約のお申出があったとき
- この契約の対象となる有価証券の残高がないまま相当の期間を経過した場合